2019年1月14日に全国教育文化会館エデュカス東京で行われた第18回「子どもの豊かな育ちと読書の喜びを 学校図書館・公共図書館の充実を求めるつどい」での記念講演の内容を編集部責任で書き起こし、今号と次号の2回に分けて掲載いたします。

子どもの育ちを保障する教育行政と 学校図書館・公共図書館(前半)

元文科省事務次官 前川 喜平

はじめに

きょうは子どもの育ちを保障するという大きなテーマの中で、教育行政、学校図書館、 公共図書館という3つのテーマでお話をしていきます。

ご承知のとおり、私は元文部科学事務次官でして、現職のときには、まずこの施設(全教会館)に足を踏み入れることはなかった(笑)。ちょうど 2 年ほど前、私は文部科学省の人事課の職員が、OBの天下り斡旋をやっていたという、これは国家公務員法違反であり、その不祥事の責任を取って辞めたわけです。現職のときに付き合っていた人との交友関係が半分以上なくなりまして、逆に、これまで付き合ったことのない人、ここにいる人はみんなそうですけれども(笑)、これまで付き合ったことのない人とのお付き合いが始まりまして、これはなかなかいいもので、まさに第二の人生にふさわしいなと思っています。

人生 100 年時代ですから、文部省及び文部 科学省に通算で 38 年近くおりましたけれど も、100年生きるとすれば、あと同じぐらい 生きるわけですね。第二の人生って長いです から、こうやって新しいいろんな方々とのお 付き合いが生じるのは大変楽しいことだと思 っております。

政治・行政と教育

最初に「政治・行政と教育」という話なのですけれども、政治と行政というのは、これは切っても切れない関係であって、政治のもとで行政が行われるわけです。官僚主導か、政治主導かという議論がございますけれども、これは議会制民主主義、代議制民主主義ということを考えれば、当然、政治主導でなければならないわけですね。官僚というのは、試験で選ばれてはいますけれども、選挙で選ばれたわけではないですから、国民の信託を直接受けているわけではない。ですから、政治家が、やっぱり責任を持って行政を進めるということは大事なことです。しかしですね、私は38年、その行政のなかにいて、本当にこの政治家に任せていいのか?ということを

思ったことは、多々あったわけでございます。 その一番、最近でわかりやすい例というのは 「森・加計問題」だと思います。

加計学園問題には私は直接携わったわけで ございますけれども、これは明らかに行政が ゆがめられた。本来、認可されるはずのない 大学の学部が認可された。そのプロセスにお いて、不公正、不公平、不透明で、公正な審 査を行っていないし、京産大というライバル があったにも関わらず、公平な扱いが行われ なかった。そして、全体が全く不透明で、加 計隠しのまま行われたということで、全体が ゆがんでいることは間違いない。

「これは首相案件だ」と首相秘書官が言っているのですから…。そういう意味で、これは安倍総理による国政の私物化であると、そう言って間違いないと思います。

この国会での議論においても、質疑においても、安倍総理が虚偽答弁をしていたという ことも、ほぼ間違いないですね。

一昨年、文部科学省からさまざまな加計学 園問題に関わる文書が出てまいりました。そ のなかで、総理の意向が伺えるものがたくさ んあったわけですけれども、それに加えて、 昨年の4月、5月に、愛媛県から出てきた「愛 媛県文書」は決定的な文書だと私は思ってい ます。安倍総理ご自身が、加計孝太郎理事長 に直接会って話をして、そこで獣医学部の新 設について依頼を受けて、後に応対をしてい るという様子がまざまざとわかる、非常にリ アルな文書が出てきました。これは、2015 年の2月の段階で、その二人は直接会って話 をしている。そのときに安倍総理は、「『そう いう新しい獣医大学の考えはいい』というコ メントをした」というところまで、愛媛県文 書では記録されているわけです。



しかるに安倍総理は、「加計学園の獣医学部の新設計画を初めて知ったのは 2017 年1月だ」と言っていますから、ほぼ2年間ずれがあるわけです。この愛媛県文書を根拠にするならば、安倍総理がずっと虚偽答弁をしてきたということは間違いない。その間、加計光太郎理事長と「獣医学部の新設計画について話をしたことがない」と、ずっと国会で答弁しておられまして、これも虚偽答弁と言わざるを得ないわけです。私が「安倍総理の虚偽だ」と言ってもこれは名誉毀損にはならないと思います。

森友学園問題では人が死んでいるのです。 この文書の改ざんを命じられた近畿財務局の 真面目な、正義感にあふれる職員が、その重 圧に耐えかねて自ら命を絶ったということは、 これは重大な責任があると思うのです。

森友学園問題のほうは、愛媛県文書のような決定的な証拠は出てきていませんから、官邸と財務省理財局との間にどういうやりとりがあったのかはわかっていない。私は安倍総理の関与は間違いなくあっただろうと思います。それは、おそらく今井尚哉首席秘書官を通じて行われたのではないかと思われますけれども、そこはブラックボックスになっています。ここは解明されていません。

森友と二つ並べて言われますが、森のほう は肝心なところはまだ分かっていないのです

ね。加計のほうは全部分かってしまっている。 だから、安倍総理がウソをついているという ことも全部分かってしまっている状況ですね。 こういうことがなぜ起こるのかと言えば、 安倍一強という権力体制ができてしまっている からなのです。これは一つには、私は選挙 制度に問題があると思います。自民党が完全 に安倍総理の支配下に入ってしまっている。 かつての自民党のなかにさまざまな派閥があり、派閥ごとにポリシーをもち、一つずつ違ったわけです。自民党のなかにも、はっきりとした護憲派の人たちがいましたね。そういう人たちが全然いなくなってしまって、自民党は8割方「安倍党」になってしまったということです。

そういう政治の世界で、与党は安倍総理一色になってしまっている。しかも、それが強力な与党をもち、小選挙区制のせいで51%を取ってしまう。この小選挙区制のせいで、この安倍総理の支配というものが強まり、霞ケ関の官僚に対する支配も強まっている。これは内閣人事局が非常に強く作用しています。

本来の官僚任命権は、各省大臣にあるわけですけれども、官邸はその承認をする権限を持っています。その承認権というのは、「承認しない」と言った途端に拒否権になります。 拒否権というのは、何度も拒否権を使っていると事実上の任命権が、拒否権を持っている人たちのほうに移ってしまう。今、そういう状況になっていまして、大臣が「うん」と言った人事案でも、官邸に持っていくと「ダメ」と言われることがしょっちゅうあるわけです。 私も事務次官として幹部人事を、大臣の了解をもらった後で、官邸に持っていって、「ダ

私も事務次官として幹部人事を、大臣の了解をもらった後で、官邸に持っていって、「ダメ」と言われたことは何度もありました。この「ダメ」という中心人物は誰かと言えば官

房長官の菅さんです。だから、菅さんが霞ヶ 関全部の幹部人事を握っていると言っていい わけです。菅さんににらまれたら外される、 飛ばされる。菅さんのお眼鏡にかなうと登用 されることが起こってしまっている。

もちろん菅さんも、霞ヶ関の幹部職員を全 部知っているわけではないのですが、菅官房 長官の周りに「官邸官僚」と言われる、例え ば、警察庁だとか、経産省だとか、あるいは 国土交通省だとか、そういったさまざまな省 庁出身者で、極めて有能な人。ただし有能と いっても、国民のために有能ではなくて、権 力のために有能な人が集まっているわけです。 こういう人たちが、菅官房長官の目となり耳 となって、各省の幹部職員の「あいつは使え ますよ」「あいつはダメですよ」「あいつは言 うことを聞かないですよ」などという情報を 伝えている状況があって、安倍総理や菅さん が「こいつはいい」と思った人間しか上がっ ていけないという状況が生じてしまっていま す。

各省の人事の自律性というものは奪われて しまっているということです。別の言葉で言 えば、ポリティカル・アポインティ(政治任 用制)になってしまっているということです ね。

その官邸の機能・組織が肥大化していまして、官邸官僚と言われる人たちがその官邸を かためている。全ての領域の政策は、この官 邸が決めてしまう。

各省は、その下請機関、実施機関にすぎない状況になりつつある。これは文部科学省だけではありません。農林水産省でも、国土交通省でもそうですけれども、外交でもそうです。外務省の自律的な役割というのはなくなってしまっているのです。全部官邸が決めた

ことを実施するだけの機関になってしまっている。ロシア外交などがまさにその典型だと思います。

本当は心ある外務官僚は、あのようにプーチンに入れ込むのは危険だ、問題だと思っています。就任以来 30 回も会っているわけですから、首脳同士で。クリミア問題で、欧米諸国が制裁を加えている相手であるロシアに対して、そんなに近寄っていいのかという問題はあるはずなのです。

にもかかわらずプーチンにものすごく入れ 込んでいるという状況があって、これは、北 方領土の交渉が進展することを期待してのこ とだと思いますけれども、結局、全然何も進 展していないわけです。はっきり言って、安 倍総理のロシア外交は失敗していることは明 らかですが、「いや。失敗じゃないんだ、まだ 可能性はあるんだ」という、やっている感を 出している。安倍総理の政治は全部そうです けれども、何もやっていないのだけれども、 やっている感だけは出している。期待だけを ずっと持たせていくというやり方ですね。

この安倍一強体制というのは、こういうか たちで行政局全体を覆い尽くしているという ことが言えるのです。それだけではなくて、 与党を支配しているということは、日本を支 配してしまっている。

それから、もっと怖いのは司法ですね。司法にまで支配が及んでいると言っていいと思います。憲法上、最高裁判所の裁判官は内閣が任命するわけです。その後、国民がチェックする国民審査というのがあります。ですから、国民主権に基づいて、司法権も使われているのだ、ということは形式的には言えるのですけれども、国民審査が機能していないことはみんな知っていますよね。国民審査で罷

免された人は今まで一人もいない。

私は、憲法改正をするのであれば、国民審 査をもう少し実効性のあるものにすべきだな と思います。国民審査が機能していないなか で、何が起こっているかと言えば、結局、行 政局が司法局を支配してしまっている。安倍 政権で任命された最高裁判官がどんどん増え てきているわけです。これまでに任命された 最高裁判所の裁判官のなかには、加計耕太郎 さんの立教大学のお友達も入っているのです よね。どうして入ったのか私はよく分かりま せんけれども、とにかく立教大学で加計孝太 郎さんのお友達で、最高裁判所の裁判官にな る前は、加計学園の館長をやっていた人が最 高裁判所の裁判官になっていますからね。人 事は正当にやられたのだと説明されています けれども、私からは、どうしてもお友達人事 にしか見えないわけです。

こうなってくると、日本国憲法の統治機構 に関する大原則である「三権分立」が危うく なっているというのが私の認識であります。

この三権分立が危うくなって、国家権力が 安倍一強体制に呑み込まれてしまうという状 況が生じているだけではなくて、この国家権 力から本来離れて自由でなければならない、 そういう分野にまでこの政治支配が及びつつ あるというふうに私は思っています。

その一つの分野がメディア、マスコミであり、もう一つは教育なのですね。幼稚園から大学までの教育、この教育の分野に政治支配が及びつつある、これは非常に危ないと私は思っています。

そういう政治の暴走が起こりかけていると きには、官僚というのはそれを留めるという 役割が出てくると思う。政と官の関係という のは、基本的には政治のほうが官僚よりも上

でなければいけない、これは民主主義社会はそうあるべきなのです。

しかし、この権力が集中し、暴走し、腐敗 するということが起こったときには、これは 官僚の側がそれにストップをかける、そうい う役割は持っていると私は思っております。

政治家も役人も、憲法 15 条でいうところの公務員、それから、99 条でいうところの公務員、いずれも「公務員」という言葉で書いてありますけれども、これは、国会議員や国務大臣も含んでいるわけで、一般職の公務員だけではありません。公務員と言われているもののなかには、いわゆる政治家も入っているわけです。

政治家も含めた公務員は、憲法 15 条のもとで、「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」とはっきり釘を刺されているわけです。それから 99 条で、この憲法の尊重及び用語の義務が課されているわけですけれども、この 15 条なり、99 条なりといった憲法に従おうとして仕事をする傾向が強いのは官僚のほうです。

政治家は、ともすると 15条からも 99条からも逸脱する危険性を常に持っているわけです。どうしても選挙のためにお金が必要だとか、票を獲得しなければいけないときに、一部の人たちに働きかけて、そこから金と票をもらおうとする。こういう構造はどうしても多くの政治家が、とくに与党の政治家がとっているわけです。そうすると、全体の奉仕者ではなくて、一部の奉仕者になってしまう傾向が強いわけですね。

それから、政治を司る人たちというのは、 権力が集中すればするほど、その権力を使っ て、その権力を私物化するようになる。これ は権力が腐敗するという鉄則があるわけです ね。昔のジョン・アクトンというイギリスの 政治家が言った言葉なのですけれども、「権力 は腐敗する、絶対的権力は絶対的に腐敗する」 ということで、今の安倍政権は絶対的な権力 に近づいています。そうすると必然的に腐敗 が起こっている、こういうことが言えると思 います。

それを押しとどめようとする力は、本来、 国民が持っていなければいけないのですけれ ども、当然のストッパーとしての役割は、私 は官僚に期待するしかないと思います。官僚 にあって政治家にないものと言えば、知識、 経験、情報、専門性というところがあります けれども、そのほかに政治的な中立性とか、 公平性とか、そして、全体の奉仕者でなけれ ばいけないという自覚、これはやはり政治家 よりも官僚のほうがより多くもっている。

これは比較の問題ですから、役人のなかにもとんでもないのがいるわけです。自分の息子のために裏口入学を頼むようなやつも出てきていますから、これは程度の問題であって、政治家のなかにも清廉潔白な政治家はもちろんたくさんいます。それは与党よりも野党のほうに多いと思いますけれども、与党にだっていますよ、まっとうな人は。これは比較の問題であり、程度の問題ではありますけれども、政治家と官僚を比べたときに、どちらがどういう傾向を持っているかと言えば、私は政治家のほうが腐敗しやすい、役人のほうが腐敗しにくい、そういう傾向はあると思うのです。

私は、常々後輩の役人たちに、「政治との距離を置くということは大事だ」ということを言っていたわけです。とくに教育行政というのはそういう分野です。政治との間に距離を置かなければならない。公務員である前に、

一個人であるという自覚を忘れないでほしいとずっと思っていました。そして、公務員である前に、主権者である一国民であるという意識を持つということは非常に大事なことです。学校の職員として仕事をする方々も、やはり公務員ですけれども、その公務員である前に一個人である、公務員である前に一国民である。

別の言葉で言うと、公務員として仕事をするなかでも、自分のなかに一個人であり、一国民である自分がいなければいけない。その一国民であり一個人である自分が、公務員である自分の働きぶりを、内側から客観的に見る。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、もう一人の自分、本来の自分が仕事をしている自分を見つめていて、「それでいいのか」という問いを常に発している、こういう状態が必要だと思うのですね。

一個人である自分が、自分がやっている仕事を判断するときに、「これは個人の尊厳を冒すような仕事なのではないか」、というアラームが鳴らなければおかしいし、国民である自分が、公務員として仕事をしている自分に対して、「これは国民の信頼に背いているのではないか」、というアラームが鳴らなければいけない。そのアラームが鳴るようにするためには、常に公務員であるよりも前に、一個人であり、一国民であるという自覚を常に失わないということですね。

しかし、多くの場合、仕事をしていると、 魂を売らなければならない場合もあるわけで す。私も随分売ったというよりも、あれは質 に入れたという感じで…(笑)。しかし、面従 腹背といえば、これはどうしてもこれは強い 力に従わざるを得ないという場合は出てくる わけで…、というよりもほとんどそうだった のです。

で、私は後輩に対してこう言ったのです。 「魂は時々貸してもしようがない。貸したものは必ず後で取り返しなさい。魂は売るな、貸すのは仕方がない」ということで、貸す、あるいは質に入れると。そうやって、まっとうな感覚を失わないようにするというのは大事だと思います。

教育の自主性と政治的中立性

教育行政というのは、政治と教育の狭間に 存在すると考えてやってきました。政治の力 がなければできないこともたくさんあります。 法律をつくるということがまさにそうですね。

例えば、学校図書館法を改正して、学校司書の配置を義務付けていくというようなことは、これは政治の世界が動かなければできないことで、政治がなければ、世の中は進歩していきません。あるいは、教職員の定数改正でも、学校規模についても、50人学級から始まった標準法を45人、40人と改正してきたわけです。ただ35人に入りかけたところでストップしていますけれども。やっぱりそれを進めていくのは政治の力なのです。政治がなければ教育はよくならない、これは事実なのです。

しかし、一方で政治が暴走すると、教育が 侵されてしまう、これも事実です。その狭間 で教育行政というのは、いい政治の関与を引 き出し、望ましくない政治の関与は防波堤に なって阻まなければいけない、こういう役割 を持っていると、私は思って教育行政をして きたわけであります。

学校教育に関して言えば、学習指導要領というものを文部科学省はつくっていますけれども、これも確かに国家権力による教育への

関与なのです。しかし、これは大変激しい論争の末、1976年に最高裁判所が一応の結論としての判決を出しています。1976年の最高裁判決では、「学習指導要領は大綱的基準としてつくるのであれば、それは憲法違反とはなっていない」と言っているわけです。

大綱的基準というのは、「大ざっぱ」という 意味であって、「だいたいこの程度、このあた りの範囲でやってくださいね」というような ものなのです。確かに学習指導要領違反で処 分されたというケースがあって、それに対し て、「処分が不当だ」という裁判があって、教 員の訴えが認められなかったという、こうい う判決があります。「伝習館高校事件」という のがあって、文部科学省の職員はみんなこれ を勉強するのです。このとおり学習指導要領 に従わないと処分してもいいのだと、これを 勉強するので、「伝習館高校事件」というのは 必ず文部科学省の教育行政をやる職員は勉強 するのです。

でも、学習指導要領はあくまでも大綱的な 基準なのですね。この伝習館高校事件は、大 綱からものすごく外れたことをしたのです。 高等学校の先生ですけれども、毛沢東思想を 教えて、それを試験に出した。これは確かに 相当外れています。あるいは学校ぐるみで本 来開設すべき教科を開設していない。家庭科 をやらないとか、情報をやらないとかという



ところがあったので、学習指導要領で「必ず これはやって」といっているものに対して、 全くやらないというのですから、これは責任 を問われても仕方がない。

しかし、学習指導要領というのは、あくまでも大綱的基準なのです。政治が教育を止めてはいけないのです。教育の中身というのは、これは、各教科に分かれていますけれども、各教科というものは、人類がずっと積み重ねてきた学術、学問や文化の集大成を、これを年齢段階に応じて整理しましたものです。

国語、算数、理科、社会、音楽、体育などもみんな、人類が自由な発想のなかから積み重ねてきたわけで、表現の自由、学問の自由とかがあって、そういうものの積み重ねのなかでもたらされた文化や学問の体系というものがある。それに基づいて教科というものがつくられるわけですから、あくまでも学問の自由、表現の自由、思想・良心の自由といったもののうえに、教科を立てられなければならないものであります。逆に言うと、政治が決めてはいけないということです。

今の政治が好んで介入しようとするのは、 一つは歴史教育、もう一つは道徳教育、さら に言うと、性教育なんかもそうです。こうい う分野に介入しようとするのははっきり言っ て日本会議系の人たちです。東京都で言うと 古賀俊昭さんなどがそうです。国のレベルで 言えばもっとたくさんいますが、安倍総理な んかはその筆頭格です。そういう人が今政権 を握っているわけですからね。

例えば、歴史の教科書を考えた場合にも、 政治が歴史教育の中身を決めてはいけないで す。これは学問の自由のもとで見いだされた ものが、教科として教えられなければいけな い。今の政権を握っている人たちは、はっき

り言って、これは歴史修正主義者だらけです から、『日本国紀』という本を好んで読む人た ちですね。

歴史修正主義というのは、政治的に歴史を ゆがめてしまう考え方なのですから非常に危 ない。私が現職のときにも、自民党のある若 手の先生で、「歴史は科学ではない、歴史は物 語だ」と言った人がいます。本気でそう言っ ているのですよ。「歴史は民族の物語だ」と言 ってはばからない。こういう人が歴史教育に 介入してくるわけですね。

例えば、従軍慰安婦の問題や沖縄の集団自 決の問題、あるいは日中戦争のときの南京虐 殺事件とか、こういった問題について、歴史 学のなかでこれは間違いないと定説となって いるものを否定しようとする、そういう人た ちがいるわけです。南京虐殺事件があったと いうことは、これは歴史学のうえでは当然視 しされていることであって、その規模はどの ぐらいであったか、実際に虐殺された人が何 人ぐらいいたのかというのは、これはいろい ろな説があるでしょう。しかし、万を超える 人がいわれなく日本軍によって殺されてしま ったということは間違いないことで、そのな かには、一般市民もいたし、中国兵もいたわ けです。こういった人たちがいわれなく殺さ れた、虐殺された。

中国政府が 30 万人と言っているのは正しいのかどうか、これはわかりません。これは、そこまでの人数はいなかったのではないかという考え方も歴史者のなかに当然あります。被害の規模については諸説あるにしても、南京虐殺事件があったこと自体は、これは歴史学のうえでは間違いないとされている。ところが、南京虐殺事件はなかったと信じ込んでいる政治家が、今うじゃうじゃいるわけです

が、今の政権のなかには、ほとんどみんなそういう人ばかりです。

そういう歴史修正主義者が国会の過半数を 占めたからといって、「南京虐殺事件はなかっ たと教えなさい、という法律をつくれますか」 という話です。そんな法律はつくれません。 これは憲法違反です。なぜかと言えば、教育 は学問の自由に基づいて行わなければならな いものであり、それを台無しにするものであ ります。

教育は、あくまでも学問の自由、表現の自由といった、人類が積み上げてきた精神的な自由な活動の積み重ねのなかになければならないということです。それをもって「教育の自主性」と言うわけなのですね。教育というのは、そういった自由な人間の営みのうえに乗っかっているものであり、政治の力によってゆがめられてはいけない。

このことは、教育基本法のなかにも書いてあるわけです。教育基本法は、1947年に制定されまして、2006年に大幅に改悪されましたけれども、しかし、大事な言葉はかろうじて残っています。

これは正直申し上げて、私は公明党のおかげだと思っています。自民党・公明党が協議をして最終案をつくった。自民党だけに任せていたら、消えてしまったかもしれない言葉が、公明党のおかげで残っているというのがございます。例えば、「個人の尊厳」という言葉も残っていますし、「日本国憲法に則り」という言葉も残っていますし、それから「学問の自由を尊重する」という言葉も残っています。そういうかろうじて残っている言葉があります。

そして、そのなかには、「教育は不当な支配 に服することなくおこなわなければならない」

という、この「不当な支配の禁止」も残って おります。この不当な支配というのは何かと 言えば、教育の自主性を侵すような支配のこ とを「不当な支配」というわけです。

最近の例でいうと、知的障害のある子どもたちが学ぶ東京都の七生養護学校。今は特別支援学校と言いますが、この学校で行われていた性教育に対して、さっき名前が出た古賀俊昭都議会議員をはじめとして、日本会議系の人たちがいちゃもんを付けた。日本の家族のあり方に劣るものだとか言って非難したわけです。東京都の教育委員会はそれに応じてしまって、この都議会議員と東京との指導主事たちがその学校へ行って、この性教育を行っていた教職員に暴言を吐き、そこで使われていた教材を没収していく、ということが起こったわけです。

その後、東京との教育委員会は、学習指導要領に違反する性教育をしたということで、性教育に携わっていた教職員を大量に処分したわけです。この処分が「不当だ」と言って、教職員や保護者が提訴した。そして、これは2011年の東京高等裁判所の判決が確定判決になった。それは最高裁が、古賀俊昭等の上告を棄却し、東京高裁判決が最終的な確定判決になっています。

この東京高裁判決は「東京都都議会議員が 行った行為は、教育基本法が禁止している教 育の自主性を犯すような政治的な不当な介入 にあたる」ということを述べられ、古賀俊昭 ほかに損害賠償命令を出したわけです。

それから東京都の教育委員会に対しても損害賠償を命じた。これはどうしてかと言うと、この不当な支配に従ってしまった。教育行政たるものは、不当な支配から現場の職員を守らなければいけないのに、その保護義務を怠

ったということで、東京都に対しても責任を 問い、東京都に対しても損害賠償を命じた。 これが七生養護学校事件で、別の言葉では「こ ころとからだの学習裁判」と当事者の方々は 呼ばれていた。

「こころとからだの学習裁判」を縮めて「ここから裁判」と言われ、この「ここから裁判」というのは、非常に私は文部科学省の職員も、東京都の教育委員会の職員もしっかりと学ぶべき判決だと思いますね。教育に政治的な介入はやってはいけない。これは改悪された教育基本法にもかろうじて残っている言葉で、「不当な支配に服することなく行わなければいけない」と。

「教育の自主性」「不当な支配の禁止」ということは私は大事だと思うのですけれども、「政治的中立性」という言葉は危ない言葉なのです。「政治的中立性」ということを声高に言うのは誰かというと、権力を持っている側の人なのです。権力を持っている側の人たちが「政治的中立性を求める」ということは、結局、「俺たちを批判するな」と言っているわけです。つまり正当な批判を封じるための言葉として使われてしまう場合が多いわけで、これは危ないと私は思います。

2015 年、文部科学省が、高等学校における 政治教育について通知を出しました。これは、 「18 歳国民投票権」というものが法制化され たことを受けて、高等学校では有権者もそこ で学んでいることを前提にして、これまでの 政治教育についての文部科学省の考え方を見 直して、改めて通知を出し直した。これは「政 治教育を、あるいは主権者教育をより積極的 にやってくださいね」というメッセージが含 まれており、それ自体はいいと思うのです。 しかもそのなかでは、「現実の政治的事象も積

極的に取り上げなさい」と言っているわけで、「現実の政治的事象」と言ったら、例えば、自民党がまとめた「改憲4項目」や「働き方改革」、あるいは「安全保障関連法制」もそうです。現実の政治的事象を取り上げろ、と言っているわけです。

私は現に、与野党の間で厳しい対立のある問題を取り上げたらいいと思うのです。繰り返しですけれど、文部科学省は「取り上げなさい」と言っているのですよ。だから取り上げればいいのです。例えば、そういうときには新聞なんかを使って、「読売新聞」と「朝日新聞」とか、もっと極端に言えば、「東京新聞」と「サンケイ新聞」とか、あるいは「自由新報」と「しんぶん赤旗」とか、読み比べるとかやったらいいのですよ。そうやって、高校生たちが自分のこととして、さまざまな政治課題を自分で考えることをやっていったらいいと思う。

ところがこの通知は「現実の政治的事象を 積極的に取り上げろ」とまで言っておきなが ら、「政治的中立性を守られ」ということを言 うわけです。その「政治的中立性が守られ」 はどういうことを言っているかというと、一 つは、「高校生の政治的活動については学校が 制限してもいいのだ」ということを言ってい る。私は土曜、日曜に高校生がどこでどんな デモに参加しようと、学校はそれに対して何 か言う権利はないと思います。これは、高校 生だって一人の個人として、憲法が保障する 表現の自由を持っているわけですから、それ に対して学校が、在学関係というものを理由 にして、学校の外で行われる政治活動につい て規制等をかけるというのはおかしな話だと 思います。

しかし、文部科学省の通知は、そういうこ

とをしてもいい、という言い方になっていて、これはおかしいというのが私の考えです。ただ、私がいるときに出た通知なのですけれどもね、私もおかしいと思っていたのです。言いますけれど、事務次官だから、何でも思うままになるわけはないのです(笑)。事務次官も一つの職に過ぎないわけですから、大きな組織のなかの。ですから、「事務次官だったではないか」と私を非難するのはいいのですけれど、しかし、事務次官でも、できないことはできなかったのですよ。

この通知は、私は、積極的に政治教育をしるという点はいいのですけれど、不当に政治活動の自由を奪っている部分がある。そして、教師のあり方についても非常に萎縮効果になるようなことを書いてあるわけです。「政治的中立性を守れ。教師は自らの見解を述べてはいけない」というわけですね。

もっと言えば「不用意に影響を与えてもいけない」とあり、こんなのは、どこからどこまでが「不用意」かわからないですね。例えば、ある先生が SNS で「集団的自衛権は反対だ」という自分の意見を言った。集団的自衛権を反対するのは当たり前ですよ、これは憲法違反なのですから。その意見を言ったことに対して、「あ、この先生はこういう意見なんだな」というふうに、確かに生徒はそれを見るとある一定の影響は受けるでしょうね。

しかしそれをもって、これは不用意に影響を与えたとなるのか。そうしたら、先生個人の表現の自由はどこへいってしまったか、という話になるわけであります。この「不用意に影響を与えてはいけない」というところまで釘を刺すというのは、ちょっとやり過ぎだと思っています。さらに言えば、私は授業のなかでの教員個人の見解を述べてはいけない

というのも言い過ぎだと思っているのです。 私は個人の見解を述べてもいいと思います。

1976年、当時の西ドイツで「ボイテルスバッハ・コンセンサス」というのがつくられた。これは、政治教育についての一定の一つのガイドラインになったわけです。これは政府の連邦教育省みたいなところがつくったわけではなくて、政治教育に携わっている教育者や学者が集まってつくったコンセンサスです。「ボイテルスバッハ」というのは集まった場所の名前なのですけれども、このコンセンサスのなかで、「圧倒の禁止」とあります。自分の見解は言ってもいいけれど、教師が「これは正しいんだ、当たり前だろ」と言って、自分の見解を生徒に押しつけないというのが「圧倒の禁止」です。

二つ目が、「論争性の原則」です。学術上、あるいは政治上で論争になるようなもの、つまり対立のある問題については、「こういう対立があるんだよ」ということをちゃんと生徒に伝える。自分の意見だけを伝えるだけではなくて、自分の意見と反対の意見もあるのだったら、反対の意見も同じ比重でちゃんと説明して伝える。

三つ目が、生徒自身が自分の利害・関心に 基づいて判断できるように導いてやる。つま り生徒自身、学習者の主体性というものを大 事にするのだということですね。これはまっ とうな原則だと思います。これが「ボイテル スバッハ・コンセンサス(合意)」というわけ です。私は、これを日本でも使ったらいいと 思います。

そうすると、さきほどの 2015 年の文部科 学省の通知は、過度に教師の手足を縛ってし まっているということが言えるので、もっと のびのびとやったらいいと思います。むしろ 教師自身が政治的見解を持っていないほうが おかしい。「僕はべつにどっちでもいいんです よ」みたいな、政治的見解を持っていない教 師がいたとしたら、そんな人に政治教育はで きません。自分自身が主権者として自覚を持 っていないような人が、自ら判断し、行動す る主権者を育てるような政治教育や主権者教 育はできやしない。

教師は積極的に自分の意見を持たなければ おかしいし、持っている以上は、生徒が「先 生はどういう意見だろう」と考えるのは当然 のことです。先生がどういう意見を持ってい るか伝えたらいいと思うのです。「ただ、これ は押しつけているのではない。君たちは自分 で考えろ」と。

ということは逆に、生徒から批判される側になるわけで、批判的な精神というものを持ってもらう。自分で考えて、自分で行動する人間になってもらうということが目的なのです。批判的な精神を持つ生徒を育てるのであれば、自分自身が批判の対象になることは覚悟しなければならない。そのうえで自分の意見を言うということは、私は当然のことだと思います。

私は、この2015年の文部科学省の通知は、 あくまでも通知で、通知というのは法的拘束 力はないです。指導というのは従わなくても 違法性は出てきません。私は、文部科学省の



通知に従うよりも、「ボイテルスバッハ・コンセンサス」に従ったほうがいい、というのが私の個人的見解です。

政治的中立性というのは、逆に政治が教育をコントロールしようとするための理屈として使われることが多いということです。今、強い権力が日本全体を覆っていると言ってもいいのですけれども、この政治的中立性というものを過度に意識することによって、いろいろと萎縮したり、威嚇効果が生まれている。

これは埼玉県の公民館で起きたことですけれども、「九条俳句訴訟」というのがありました。「梅雨空に『九条守れ』の女性デモ」という俳句をつくった方がいらっしゃって、公民館が発行している冊子に、選ばれた俳句が載ることになっていたのに、この俳句についてだけは掲載を拒否されたという問題です。「これは政治的な俳句だから」というのです。

「九条を守れ」というのは何で政治的なのか、憲法を守るのは当たり前なのではないか。 それは国民が国に対して「守れ」と言っているのですよね。

立憲主義というのは、国民が憲法をつくり、 国がそれを守るという、これが立憲主義です ね。「憲法は誰が守るものなのですか」という ことを、中学生に聞いても、大学生に聞いて も、「国民が守るものだ」というふうに答える 人が多いと思いますけれど、これは間違いで あります。「憲法は誰がつくるものですか」と 言ったときに、「これは国がつくるものです」 という人が多いと思いますけれども、これも 間違いです。憲法をつくるのは国民で、憲法 を守るのは国だと、この関係を間違えないよ うにする必要があると思います。

国民が国に対して「九条を守れ」と言うわけなのです。「九条を守れ」というデモは、こ

れはまっとうな立憲主義に基づいた国民の行動として当たり前のことです。当たり前の行動を取っているのを、何でそれを「政治的だ」と言って掲載を拒否するのか。こうやって政治的中立性というのが、とにかく政治には触らないのだと萎縮効果をもたらせているのですね。これは権力側にとっては都合のいいことです。

学校教育に対しても、社会教育に対しても、 こういう政治的な力が強く及ぶようになって きている。これは、先ほど申し上げた 2006 年の教育基本法「改正」です。これは、教育 に対する政治支配を強める方向に与えたこと は間違いないのです。

1947年につくられた教育基本法は、憲法と深くかかわり、憲法の理想を実現するのが教育なんだ、という考え方に立ってつくられていました。このことは、教育基本法の前文、最初の段落を読むだけでもはっきりわかったわけです。

何て書いてあったかと言うと、「われらは、 さきに、日本国憲法を確定し、民主的で文化 的な国家を建設して、世界の平和と人類の福 祉に貢献しようとする決意を示した。この理 想の実現は、根本において教育の力にまつべ きものである」一、こういうふうに書いてあ ったのです。

これは、1945年以前の教育に対する痛切な 反省のもとに、こういう言葉が書かれていた と思うのです。教育というのは憲法に基づい て行うもので、その憲法が一番大事にしてい るのは何かと言えば、これは個人の尊厳とい うことなのです。一人ひとりの人間がかけが えのない価値を持っているのだという、個人 から出発する。一人ひとりの個人に尊厳があ り、その尊厳を守るために基本的人権の保障

があり、平和主義があり、戦争というのは、個人の尊厳を踏みにじる最大の害悪です。平和主義というのも個人の尊厳から導かれているわけです。個人の尊厳を守る体制として最も望ましい政治体制は、これは民主主義であり、国民主権に基づいて、政治が行われなければ権力は腐敗し暴走して、個人の尊厳を侵すであろう。

そういう意味で、憲法の理想は教育の力で 実践する。逆に言うと、戦前のような個人の 尊厳をないがしろにして、人権を踏みにじっ て、戦争に突っ走っていくような、そういう 教育に戻してはいけない。こういう非常に強 い自覚のもとで教育基本法はつくられたと思 うのです。

教育基本法に関しては、マッカーサー草案というのはなかったのですからね。百歩譲って、憲法に関しては、GHQの関与はあったとは言えるでしょうけれども、教育基本法についてはないですよ。教育基本法についてまで、あれこれと言う人はいますが、これは日本の学者、教育者の間でつくられたもので、純然たる日本産で、「made in Japan」と言っていいと思います。

ついでに言うと、憲法は別に、「made in Japan」である必要はないのです。憲法というのは、国民から国民へ引き継がれていくものであって、これは人類の所産なのです。自由、平等、民主主義、平和主義などというものは、人類が積み重ねてきたものであります。このことは憲法にも書いてあります。

例えば、国民主権の原理について、憲法前 文では、「この原理は、人類普遍の原理であり、 この憲法は、かかる原理に基づくものだ」と いう書き方をしている。つまり日本人だけの 憲法ではない、人類普遍の原理に基づいてい る。

同じようなことが憲法 97 条にも出てきます。「この憲法が保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果である」一というこういう言い方をしています。つまり人類が積み重ねてきた。例えば、それは立憲主義であれば、13世紀のマグナ・カルタあたりから始まってきて、権力の横暴を許さない、という民衆の側の力というのが、少しずつ、少しずつ積み重ねてきた。

そのなかには、1789 年のフランス革命や1776年のアメリカ独立革命、あるいは1919年にできたドイツのワイマール憲法もある。そしてまた、日本のなかにでも自由民権運動もあるし、大正デモクラシーもあったわけです。自由、平等、民主主義といった伝統というのは人類普遍のものとしてあるわけで、そのうえにつくられたのが日本国憲法です。1946年の時点で、人類が勝ち取ったものを、そこに結晶させているわけですね。

9条の戦争放棄というのは、戦争を違法化していくという人類の知恵の結晶です。この人類の知恵の一つの結晶が 1928年の不戦条約です。不戦条約というのは、それまで「国は宣戦布告さえすればいつ戦争を始めていい。そこには国家というものは戦争する権利を持っているのだ」という考え方だったのです。「そうではない。戦争は違法なことだ」というふうに、戦争を違法化するという人類の知恵が初めて結晶化したのは、1928年の不戦条約です。

しかし、1928年に「満州某重大事件」があり、日本は満州侵略の意図を軍部はあからさまにしていったわけです。日本は不戦条約に参加しておきながら、1931年には満州事変が起こり、勝手に戦争を始めているわけです。

不戦条約が破られた結果として、大変悲惨な 戦争が起きた。それが第二次世界大戦で、そ の反省のもとに国連憲章ができたわけです。 国連憲章のもとでは、戦争は違法なことだと いうことは、国際法上はっきりしているわけ です。またこれは武力の行使だけではなくて、 武力による威嚇も禁止したのです。

この国連憲章で定められた武力の威嚇の禁止というのは、そのまま憲法 9 条に取り入れられているわけです。つまり人類が到達した武力の行使だけではなくて、武力による威嚇で、国際的な意見の違いを解決するということはしてはいけない、という考え方がそのまま 9 条に引き継がれている。つまり 1946 年の時点で、人類が到達した知見を表しているのが日本国憲法だということが言えます。

次号に続きます